

【マイナンバーカードについてのよくある質問】

質問		回答
マイナンバーカードの交付について	交付期限が過ぎても交付できるのか。予約はできるのか。	交付通知書(ピンク色の封筒で送付)の交付期限が過ぎると予約はできませんが、予約なしでの受け取りは可能です。ただし、一定期間受け取りがない場合は受領勸奨通知(緑色の封筒で送付)を送付いたします。受領勸奨通知に記載の延長交付期限までに受け取りにいらっしやらない場合は破棄となります。
	交付期限が過ぎても交付場所を変えて受け取りはできるのか。	交付場所を変更して受け取りができるのは交付期限内です。交付期限が過ぎた場合は、交付場所の変更はできません。交付期限が過ぎていて、交付場所での受け取りが難しい場合は指定されている受け取り場所に一度ご連絡ください。
	予約をしないで受け取りはできるのか。	原則、予約をしての受け取りをお願いしておりますが、交付通知書記載の交付場所にお越しの場合は、予約をしなくても受け取りは可能です。ただし、予約をした場合より時間がかかりますので、お時間に余裕をもってお越しく下さい。
	マイナンバーカードの郵送をしてもらえるのか。	郵送は行っておりません。マイナンバーカードは窓口でご本人様確認をしたうえで交付いたします。
マイナンバーカードの交付について (代理人による受け取り)	代理人による受け取りも可能か。仕事や学業が忙しい場合も代理人が受け取れるか。	身体の障害、長期療養その他やむを得ない理由により交付場所に出向くことが困難な場合、代理人が受け取ることが可能な場合もございます。やむを得ない理由として、仕事や学業が忙しい、風邪などの理由は認められません。

	<p>長期入院のため代理人に交付をして欲しい。委任状に加え、用意する書類はあるか。</p>	<p>本人の来庁・来所が困難であることを証する書類として、お越しになれないことが具体的に書かれた診断書、本人が施設に入院している事実を証する書類等が必要となります。お持ちいただく持ち物については交付通知書同封の【お受け取りについて】をご参照ください。</p>
<p>マイナンバーカードの 交付について (代理人による受け取り)</p>	<p>長期入院のため、代理人に交付して欲しいが申請者本人・代理人共に写真付きの身分証明書がない場合どうすれば良いか。</p>	<p>ご本人のお顔を確認する必要があるため、写真付きの身分証明書がない場合はお受け取りになれません。</p>
	<p>任意代理人は親族でなくてはならないのか。</p>	<p>親族である必要はありません。必要な持ち物を確認のうえ、受け取り場所にお越しください。</p>
	<p>家族のマイナンバーカードもまとめて受け取れるか。</p>	<p>ご本人にお越しいただく必要があります。15歳未満の方と成年被後見人の方は法定代理人と一緒にお願いします。</p>